

第1条 「名称及び事務局」

この会は、大阪府立岸和田支援学校同窓会と称し、事務局を大阪府立岸和田支援学校置に置く。

第2条 「目 的」

本会は、会員相互の連携・親睦を図るとともに、福祉向上に努めることを目的とする。

第3条 「事 業」

第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、会員相互の連携・親睦を図る事業。
- 2、その他必要な事業。

第4条 「会 員」

会員は、本校の卒業生とする。

第5条 「役 員」

次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
書記	1名
会計	1名
会計監査	2名
役員幹事	若干名

第6条 「役員の任務」

- 1、会長は、会務を総理し、総会及び役員会を招集して議長となる。
- 2、副会長は、会長を補佐し、必要に応じてこれを代理する。
- 3、書記は、会の記録・庶務を担当する。
- 4、会計は、会計事務を担当する。
- 5、会計監査は、会計を監査する。
- 6、役員幹事は、会務を推進する。

第7条 「役員の任期」

役員の任期は2年とする。再任を妨げない。やむを得ず任期内に退任する場合は、ただちに役員会を開き、新たに役員を推薦し、臨時総会を開催し、承認を受けることとする。新役員は、前任者の残任期間とする。

第8条 「役員の選出」

役員会で推薦し、総会で承認を受ける。

第9条 「顧問 特別委員会」

本会には、顧問及び特別会員を置くことができる。

第10条 「会 議」

会議は、次の通りとする。

- 1、総 会 年1回開く。
- 2、役員会 会長が召集し必要に応じて開く。

第11条 「経 費」

経費は、会費及び寄付金によるものとする。

- 1、会費は、卒業時に5,000円納入する。
- 2、必要に応じて、臨時に徴収することができる。
- 3、会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第12条 「会則の変更」

会則の変更は、総会で決定する。

附 帯

本会則は、1987年（昭和62年）4月1日より施行する。

2008年（平成20年）5月18日より改正・施行する。